

議第 1 3 2 3 号

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 月 2 5 日付け 都計第 5 5 1 号の 3 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく
産業廃棄物処理施設の位置の件（合志市）

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）2 月 6 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第551号の3
平成31年(2019年)1月25日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(合志市)
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付
議します。

産業廃棄物処理施設の位置について

(廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破砕施設：合志市)

施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類 及び木くず又はがれ き類の破砕施設)	合志市 ^{たかば} 竹迫字 ^{みなみどおり} 南通 1440 番 1 外 7 筆	36,631.76 m ²	【産業廃棄物処理施設】 廃プラスチック類 302.2t/日 木くず 606.9t/日 がれき類 1,337.9t/日

位置及び区域等は別紙表示のとおり

付議理由

申請者は、上記位置で、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設として平成 26 年 3 月に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破砕施設を建設し操業中だが、今回その処理能力を上げるために施設を増設する予定である。

今回の計画では、破砕施設の一日当たりの処理能力が、それぞれ許可時の処理能力の 1.5 倍を超え、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、当該施設を増設に伴い、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか貴審議会の議を経る必要があるため付議するもの。

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(合志市)

1 施設概要

設置場所:熊本県合志市竹迫^{たかば}字南通^{みなみどおり}1440番1 外7筆
 敷地面積:36,631.76㎡
 延床面積:増築4,558.22㎡(既存4,559.20㎡) 合計9,117.42㎡
 (破碎棟2棟2,141.17㎡、受入棟2棟1,944.71㎡、事務所72.34㎡、倉庫400㎡)
 建ぺい率:24.80%(法定70%) 容積率:24.80%(法定200%)
 施設種類:産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類 木くず又はがれき類の破碎施設)
 処理能力:【産業】 廃プラスチック類(現在)13.6 (許可後) 302.2t/日
 木くず (現在)37.2 (許可後) 606.9t/日
 がれき類 (現在)40.9 (許可後) 1,337.9t/日

2 付議理由

申請地は、熊本都市計画区域(市街化調整区域)に位置する。H26.3.25付で許可された施設(一般及び産業廃棄物処理施設)を、今回破碎・選別施設を増設するにあたり、許可時の処理能力の1.5倍を超えるため、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することとなるため、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」となる。同条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないか熊本県都市計画審議会の議を経る必要があり、付議するもの。

3 都市計画上の支障の有無

(1)用途地域、土地利用の状況

・申請地は、熊本都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、周辺の土地利用は、主に畑となっている。市街化する可能性は低く、支障ないと判断される。

(2)搬出入のための道路整備状況

・搬出入経路となる合志市道(竹迫第二テクノ線)は、片側1車線(幅員10m程度)の道路であり、運搬車輛の増加(最大233台)に伴う現況交通量への影響は少ないと考える。

	竹迫第二・テクノ線
現況交通量	4,058(台/12h)
搬出入車輛増加後	4,291(台/12h)
増加率	5.7%程度



(3)周辺環境への配慮

・大気質、騒音、振動については法令に定める基準を満たしている。また、敷地境界際を緑化する計画で、外壁はクリーム色及び薄い青色を使用する計画となっており、周辺環境に配慮した計画となっている。なお、半径1kmの範囲内の住民に対して説明会(H30.9.28~10.7)を行っており、反対意見はない。

